

公益財団法人日本オリンピック委員会 日本ユニバーシアド委員会規程

第 1 章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という。）定款第41条の規定に基づいて設置する、日本ユニバーシアド委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

第 2 章 事 業

第2条 委員会は、本会定款第42条に規定された事項について審議し、理事会に意見を具申するとともに理事会の諮問に応ずる。

第 3 章 委 員

第3条 委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名

委員 30名以上60名以内

- 2 委員長は理事会において理事の中から選任する。
- 3 委員は理事会において次の各号の一に該当する者の中から選任する。
 - (1) 日本の国籍を有する国際大学スポーツ連盟実行委員会委員
 - (2) 国際大学スポーツ連盟が定めるユニバーシアド必須競技の本会加盟競技団体が選出する各1名の委員及びその団体が承認する全国学生統括団体（以下「学生連盟」という。）が選出する各1名の委員
 - (3) 国際大学スポーツ連盟が承認する世界大学選手権大会実施競技の本会加盟競技団体が選出する各1名の委員
 - (4) 学識経験者
- 4 委員のうちには副委員長若干名を含むことができる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

第 4 章 名誉委員長、名誉委員

第4条 委員会に名誉委員長、名誉委員を置くことができる。

- 2 名誉委員長及び名誉委員は、理事会においてユニバーシアドの功労者の中から選任する。
- 3 名誉委員長及び名誉委員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 5 章 任 期

第5条 委員の任期は理事と同一とする。

第 6 章 会 議

- 第6条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。
- 2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、第3条第3項第2号及び第3号の委員が欠席する場合のみ代理人の出席を認め、委員の出席とみなす。
- 3 ユニバーシアードに、必須競技以外の競技が含まれたときは当該ユニバーシアードについて審議する会議に当該競技団体またはその学生連盟の代表1名が出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、会議にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 5 本会会長、副会長、専務理事、選手強化本部長、総務本部長及び事務局長は、会議に出席し意見を述べるすることができる。

第 7 章 専 門 部 会

- 第7条 第1項のほか、委員会が必要と認めたときは専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 本 規 程 の 変 更

- 第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。